

農業経営継承保証保険支援事業の実施に当たってのQ & A

令和4年4月
農林水産省経営局金融調整課
農林漁業信用基金班
問合せ先：03-6744-2171

問1

実施要綱第2（定義）の6に記載されている「当該事業（農業経営サポート事業）の実施主体等」又は「これに類する活動を行う支援機関」とは例えば何ですか。

（回答）

昨年度まで道府県に設置されていた農業経営相談所に準ずる経営サポート体制のほか、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）に基づく認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」や「事業引継ぎ支援センター」なども想定しています。

問2

問1の「当該事業（農業経営サポート事業）の実施主体等」に相談した場合に経費（相談料など）は発生しますか。

（回答）

都道府県が主体となって行う経営サポート体制に基づく相談であれば、通常、経費負担は求められないものと想定しておりますが、詳しくは各支援機関へご相談願います。

問3

本事業の内容がわかるパンフレットなどの媒体はありますか。
また、事前に国から設置についての依頼があるのですか。

（回答）

リーフレットについては別添のとおり作成しており、農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/hosyo/hosyou.html>）に掲載しています。

また、基金協会等にも設置をお願いしております。必要があれば農林水産省経営局金融調整課課長補佐（農林漁業信用基金班担当）名で依頼させていただきます。

問 4

実施要綱第 3（事業の実施）の 1（事業の内容）の（1）経営者無保証人化等支援事業及び（2）後継農業者保証料負担軽減事業の実施に当たって、後継農業者が、実施要綱第 3 の 4（要件）の（1）を満たすことは、どのように確認すればよいですか。

（回答）

基金協会は融資機関等を通じ、経営継承を実行する後継農業者本人が実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者等であることを別添 1 のような任意の様式にて、市町村の証明書として徴求するなどし、確認してください（証明する主体は市町村長である必要はありません）。

問 5

実施要綱第 3（事業の実施）の 1（事業の内容）の（1）経営者無保証人化等支援事業及び（2）後継農業者保証料負担軽減事業の実施に当たって、実施要綱第 2（定義）の 6 の「経営継承計画」とは何ですか。

（回答）

経営の継承を検討している農業者が作成し、都道府県が主体となっていく経営サポート体制等に属する農業経営アドバイザーなどの専門家により、現経営者から後継農業者に経営が継承されることが確認された計画のことです。

経営継承計画は、任意様式ですが、後継者の経営継承に対する意思、経営権の移譲時期等確実な経営継承に必要な事項を確認する必要があります。

農林水産省ホームページ（問 3 回答参照）に掲載している当該計画の記載例のように、記載された内容等によって確実に経営が継承される計画であることを確認する必要がありますので、基金協会は継承計画の写しを徴求するなどし、専門家の確認の有無を確認してください。

問 6

経営継承計画に後継者または継承元の個人情報に記載されております。取扱いに当たって、留意事項はありますか。

（回答）

個人情報の提供に関する同意書を、他の保証審査に関する徴求書類と同様に取得するなどし、適正に実施してください。

問7

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）とは何ですか。

（回答）

令和元年5月の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）等の改正に伴い、今後、地域の特性に応じて、人・農地プランを核として農地の集積等を農地中間管理機構が市町村や農業委員会、JA等と一体的に推進していくこととなりました。この趣旨を踏まえた、人・農地プランの実質化に取り組むための具体的な指針を定めたものが本通知となります。

（参考）農林水産省ホームページに掲載されている農林水産省経営局長通知
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/hito_nouchi_plan-34.pdf

問8

実施要綱第2（定義）の3に記載されている「農業経営に必要なものに限る。」とは具体的にどのような資金を指しますか。事例をご教示ください。

（回答）

想定される経営継承の事例はいくつかのパターンが考えられますが、具体的には以下のような資金が想定されます。基本的に償還財源が確保できない負債整理や、生活資金、農業以外の事業資金（農産物の生産活動と関係しない施設などの運営のための資金）は対象ではありません。

① 既往債務

- ・ 元の経営者が経営継承の計画策定前に借受けた資金の債務名義の後継者への変更（契約変更）

② 新規貸付け

- ・ 元の経営者からの自社株式、農業用資産の買取り（法人）
- ・ 相続で分散した自社株式、農業用資産の買取り（個人）
- ・ 租税公課等運転資金（個人、法人）
- ・ 元の経営者が経営継承の計画策定前に借受けた資金の弁済に係る資金（借換え）

問9（問8と関連）

2つの事業（経営者無保証人化等支援事業・後継農業者保証料負担軽減事業）の対象の範囲は何ですか。

（回答）

各事業の対象の範囲は以下のとおりです。

① 経営者無保証人化等支援事業（保証人等の不要化）

- ・ 債務保証引受時に、主たる債務者を後継農業者に変更することによる担保・新旧経営者の保証人の徴求の免除・解除
- ・ 農業の経営権の移転に伴い、本来必要となる主たる債務者以外の担保・新旧経営者の保証人の徴求の免除・解除
- ・ 前経営者の営農負債の弁済に必要な資金の債務保証引受時に必要となる担保・新旧経営者の保証人の徴求の免除・解除
- ・ 前経営者の営農資産の取得に必要な資金の債務保証引受時に必要となる担保・新旧経営者の保証人の徴求の免除・解除
- ・ その他経営継承に伴って必要となる農業経営の改善に必要な資金の債務保証引受時に必要となる担保・新旧経営者の保証人の徴求の免除・解除

② 後継農業者保証料負担軽減事業（保証料の当初5年間免除）

- ・ 前経営者の営農負債の弁済に必要な資金の債務保証引受けに係る保証料の当初5年間免除
- ・ 前経営者の営農資産の取得に必要な資金の債務保証引受けに係る保証料の当初5年間免除
- ・ その他経営継承に伴って必要となる農業経営の改善に必要な資金の債務保証引受けに係る保証料の当初5年間免除

問10 本件事業の実施に係る保証の限度額はありますか。

（回答）

債務保証の引受けに係る限度額は、経営継承後の事業計画において、最長25年間以内で償還が確実と見込まれる額とします。

問 11

実施要綱第 4（事業実施計画の提出）に基づく基金協会の事業計画は年度期首の 4 月までに策定しなければいけませんか。

（回答）

本事業の実施に当たっては、需要に応じて補助事業の活用が見込まれる時で構いません。

問 12

実施要綱第 4（事業実施計画の提出）に基づく計画の策定に当たって、基金協会の債務保証の引受けについて、事業継承後の契約変更に伴う保証人を解除する場合、どのように記載すべきですか。

（回答）

保証人の解除は基金協会にとってリスクの引上げとなるため、新規の引受けの件数、残高に含めて記載してください。

問 13

実施要綱第 4（事業実施計画の提出）に基づく計画の策定に当たって、補助事業を利用できる保証額の上限（枠）について、どのように把握すればよいですか。また、資金需要はどのように察知すればよいですか。

（回答）

事業の実施に当たって、定期的に需要額についての調査を地方農政局等を通じて実施しますので、適時地方農政局等へご確認ください。

事業の特性上、リタイアを検討している農業者が経営継承計画を策定するため、融資機関や各支援機関と緊密に連携することで、ニーズを察知できるものと考えます。

問 14

実施要綱第 4（事業実施計画の提出）に基づく計画の策定に当たって、様式に記載されている「経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率」とはどのような意味ですか。経営者保証等を徴求しない場合の保証料率ではないのですか。

（回答）

保証人を徴求しないことによる超過リスク分は、保証料の 5 年間免除と併せて実施される回収リスク見合の積立措置（財務基盤の強化に係る補助金及び交付金）により補てんされることとなりますので、担保や保証人を徴求する場合に適用される保証料率を上限とします。

問 15

将来的に国庫返還を検討する際の運用益の返還の考え方は何ですか。

(回答)

補助金及びその運用益は、求償権の償却に伴う取崩しや回収等の経費に係る経費であって債務者から支弁されない経費に活用可能であると考えます。

よって、国庫補助金を利息の付かない当座預金で管理している場合や求償権償却等により支出費消した場合は返還する必要はありません。

なお、運用益の額を把握していない場合は、補助金の支払いを受けた日以降の各年度の運用益相当額を以下の算式(例)のとおり算出していただくことを想定しています。

(算式(例))

各年度毎の運用益相当額 = (各年度末における国庫補助を受けた額(累計) - 各年度末における取崩額(累計)) × 当該年度の平均年利率(注)の返還年度までの累計

(注) 平均年利率は、原則として年度末の週(当該週に作成されない場合にはその前の週)に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における「普通預金の平均年利率」である。なお、これ以外の利率を使用することも可能であるが、その場合は根拠資料を添付するものとする。

問 16

実施要綱第3(事業の実施)の4(要件)の(5)を満たすことは、どのように確認すればよいですか。

(回答)

基金協会は融資機関等を通じ、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業(国の補助事業の他に、保証料助成を受ける他の機関の事業も含まれます。)による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者であることを別添2のような任意の様式を徴求するなどし、確認してください。

問 17

実施要綱第3(事業の実施)の4(要件)の(6)を満たすことは、どのように確認すればよいですか。また、附則にて、本規定については令和4年6月1日から施行するとされていることについて、詳細を教えてください。

(回答)

基金協会は融資機関等を通じ、飼養衛生管理基準を遵守している者であることを都道府県の確認書を徴求するなどし、確認してください。

本規定による確認は、令和4年6月1日以降に基金協会の保証契約が締結されたものが対象となりますので、該当する者（該当すると見込まれる者を含む。）については事前の確認が必要です。

別 添 1

【参考様式（2022年4月版）】

実質化された人・農地プラン等の保証料助成等適用に関する証明書
（農業経営継承保証保険支援事業関係）

年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者 住 所
氏 名

私が、下記表中のいずれかにあたる者であることを証明願います。

年 月 日

上記の申請者が、現在、下記に該当する者であることを証明します。

記

※ 該当するいずれかの欄に○を付す。

農業信用基金協会の債務保証に係る補助事業の利用要件		位置付けられている又は認められた者	今後位置付けられることが確実である者
1	実質化された人・農地プラン（「実質化された人・農地プラン」とみなした既存の人・農地プラン、一定の要件を満たし「実質化された人・農地プラン」として取り扱う人・農地プラン以外の同種取り決め等含む）の中心経営体 【人・農地プランの具体的な進め方について 2の（1）、3及び4】		
2	地域における継続的な農地利用を図る者 【農地利用効率化等支援交付金実施要綱別記Ⅰの第1の3の（1）のイの（イ）参照】		
「今後位置付けられることが確実である者」の場合、 現在審査・検討中の検討会等の名称 ()			

市町村名
役 職 名
氏 名

※「人・農地プラン」の策定に関与しているしかるべき者（役職等の指定はなし）

- ※注1：実質化された人・農地プランのいずれに該当するかの判断については、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」という。）によりご確認ください。
- ※注2：「今後位置付けられることが確実な者」とは、実質化された人・農地プランにおいて地域の中心経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を指します。（農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第3の4の（1）参照）
申請者がこれに該当する場合、市町村が証明するにあたって参考とした、人・農地プラン等に関する検討会等の名称を記入してください。
- ※注3：「地域における継続的な農地利用を図る者」とは、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）別記Iの第1の3の（1）のイの（イ）に規定する者を指します。ただし、市町村が、10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっていることについての判断基準を設定しており、その判断基準に適合する者のみを指します。

別添2

誓約書

〇〇農業信用基金協会会長理事 殿

私は、農業経営継承保証保険支援事業に係る貴基金協会の債務保証料の保証当初5年間免除に当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

・農業経営継承保証保険支援事業に係る基金協会の債務保証料の保証当初5年間免除に当たる債務保証について、農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業やその他事業による保証料の助成・補助等の支援を受けていません。また、今後同支援を受けません。

以上

年 月 日

住 所

氏 名